

諮問番号：諮問第196号

答申番号：答申第196号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、令和元年7月13日着、糸島市からの郵便により福岡県から資格喪失通知（以下「本件通知」という。）を受けたが、福岡県の本件通知は3か月以上に遡って通知義務を放置し、審査請求人への不当な手当支給停止が記載されている。また、資格喪失理由の通知を審査請求人は受領も了解も行う機会が全く与えられず、どういった決定によりこの処分となったのか、皆目不明である。

昨年度より福岡県福岡児童相談所（以下「福岡児相」という。）、その主管課児童家庭課、県民情報広報課、秘書課、福祉総務課宛に再三開示要求している児童相談所の一連の不作为による決議によるものなのか、審査請求人は一切の説明、通知等を受領しておらず、審査請求人の子（以下「対象児童」という。）の扱いが現在どのようになっているかがわからず、親権者、監護者として当然了解もしていないものであるため。

通知義務遅延は福岡県の不作為によるものであるから、遡って平成31年4月以降の当該手当（8月支給予定）の支給停止は大変遺憾であり、本来令和元年8月からの審査請求人からの現況届を待ち、処理されるべきである。

糸島市人権福祉部子ども課（以下「市担当課」という。）担当者は、福岡児相から電話口頭で連絡があったため、特児資格喪失処理を行った、と言及している。

令和元年5月30日付け資格喪失届を審査請求人は受理しておらず、事実と全く異

なる。

福岡児相が発出した通知どころか、審査請求人へは当該児童相談所からの決定通知書等の書類を、平成30年度（4月以降）、一切受領しておらず、今回の審査請求に至った経緯は、当該児童相談所職員の長期にわたる業務放置と、その隠ぺいを図るための事後手続きに介在すると思われる。

市担当課へ県が聞き取りを行った、などと、糸島市の判断により、当該処分を行ったと言及したいのだろうが、資格喪失を糸島市へ連絡したのは福岡県（福岡児相）の電話によるものであり、事情をヒアリングしたいのは、むしろ糸島市側であると言及あり。それでも、処分判断を糸島市が行ったと主張するのであれば、糸島市長宛にも審査請求を行う必要があるので、その責任は明確に弁明されたし。

弁明書記載内容は「処分庁」などとせず、部署担当係等明記し、責任の所在を明らかにされ、再度提出のこと。

審査請求人は、令和元年7月13日着、糸島市からの郵便により福岡県から資格喪失通知を受けて初めて知ったのであり、福岡県によって勝手に監護権をはく奪された事実は、この時に初めて知ったのである。

福岡県（福岡児相）によって、審査請求人に連絡も一切なく、監護権をはく奪し、住民票からも児童を抹消したという事実が引き起こしていることであり、その根本的な権限の問題を弁明されたし。（この決裁権限は、本庁主管課である児童家庭課に権限がなく、権限がないため何もできない旨を副課長が宣ったような為体にこそ、問題があるのではないか。）

福岡県は再三にわたる審査請求人からの要望に応えることなく、対象児童との接見を禁じるばかりか、状況報告も一切なく、驚くべきことに住民票から抹消まで行ったのは、有識者らの意見は一様に「やりすぎ」の感は否めないとのこと。審査請求人は、対象児童と同様、精神疾患も長期間患っており、このように身勝手な扱いは精神的苦痛を過度に与えてきたことは事実である。国家賠償請求に値するものとのことである。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び国からの通知等に沿って、適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給には、対象児童を父母等が監護することが要件となっており、監護とはすなわち主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることとされている（「特別児童扶養手当支給事務の手引き」（令和元年5月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成。以下「支給事務の手引き」という。）のⅡの2）。

本件において、対象児童は、平成31年3月22日に審査請求人とは別の住所地にある施設へ委託され、審査請求人には委託先の施設の施設所在地、種別及び名称は知らされていないことから、対象児童が施設に委託された時点で、審査請求人は対象児童に対し、精神面での配慮及び物質面で面倒をみることはできなくなったことが認められる。

したがって、審査請求人が手当の支給要件に該当しないとして、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、受給資格の喪失について、本来令和元年8月からの審査請求人の現況届を待ち処理されるべきであると主張している。

しかしながら、手当の受給資格者が支給要件に該当しないことが明らかになったときは、受給資格者からの資格喪失届の提出を待つことなく、職権により、受給資格を喪失させることができるとされており（支給事務の手引きのXⅢ）、処分庁は、福岡児相が発出した通知「児童の委託について」（平成31年3月22日30福児第14号-78。以下「児相通知」という。）に基づき対象児童が平成31年3月22日に施設に委託され、審査請求人が対象児童を監護していないことを確認している。

したがって、処分庁が職権により本件処分を行ったことについて違法又は不当な点はない。

また、審査請求人は、処分庁は3か月以上に遡って通知義務を放置していたと主張している。

しかしながら、処分庁は、令和元年6月7日に市担当課から糸島市長名の審査請求人の特別児童扶養手当資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）及び児相通知を受理しており、児相通知には対象児童が平成31年3月22日に審査請求人とは別の住所地にある施設へ委託された旨が記載されている。また、処分庁は、令和元年6月28日に本件処分を行い、本件通知を審査請求人に発出したことが認められる。

そうであれば、処分庁が、児相通知を受けてから本件処分を行うまでの期間は1か月

未満であり、処分庁が3か月以上通知義務を放置していたとする審査請求人の主張を認めることはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年3月22日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年5月16日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第3条第1項は、手当の支給要件として、障害児を父母等が監護することを定めているところ、支給事務の手引きでは、監護という用語の説明として、「監督し、保護すること、すなわち主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることと解される。親権の有無を問わず、また同居を要件としない。」としている（Ⅱの2）。

本件についてこれを見ると、対象児童は、平成31年3月22日に審査請求人とは別の住所地にある施設へ委託され、審査請求人には委託先の施設の所在地、種別及び名称は知らされていないことから、対象児童が施設に委託された時点で、審査請求人が対象児童に対して精神面で配慮し、物質面で面倒をみることはできなくなったことが認められる。

したがって、処分庁が審査請求人は手当の支給要件に該当しないとして、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、受給資格の喪失について、令和元年8月からの審査請求人の現況届を待って処理されるべきであると主張している。

しかしながら、支給事務の手引きでは、手当の受給資格者が支給要件に該当しないことが明らかになったときは、受給資格者からの資格喪失届の提出を待つことなく、職権により受給資格を喪失させることができるとされているところ（XⅢ）、処分庁は、児相通知により、対象児童が平成31年3月22日に施設に委託され、審査請求人が対象児童を監護していないことを確認している。

したがって、処分庁が職権により本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、処分庁は3か月以上に遡って通知義務を放置していたと主張している。

しかしながら、処分庁は、令和元年6月7日に市担当課から資格喪失届及び児相通知を受理し、令和元年6月28日に本件処分を行い、本件通知を審査請求人に発出している。

したがって、処分庁が児相通知を受けてから本件処分を行うまでの期間は1か月未満であることから、審査請求人の主張は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 樋 口 佳 恵

委員 中 島 浩